

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの17年8か月と昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間のうち4年3か月の計約22年間、溶接工として粉じん作業に従事し、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理3イ、合併症：肺結核、要療養」の決定を受け、A県B市に所在していた、最終粉じん事業場であるC工業を管轄する監督署長に対して、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給する旨の決定を行った。

被災者は平成〇年〇月〇日からD病院において療養を開始し、平成〇年〇月〇日からはE病院に転医し、療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、同病院に入院中、死亡した。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の死亡原因は業務に起因するものであり、業務上の事由によるものであると主張するので、以下に検討する。

(2) 被災者のじん肺症の経過をみると、平成〇年〇月〇日付けのじん肺管理区分決定通知書では、胸部エックス線像がPR2（第2型）と決定し、F医師も平成〇年中に撮影された胸部エックス線写真についてPR2／2で第2型と判定し、G医師はその意見書において「じん肺の画像上の病型はPR0／1相当」（じん肺の陰影は認められるが、第1型と判定するに至らないもの）と述べ、見解は異なるものの、被災者のじん肺症は、少なくとも比較的軽症のまま悪化していないことが認められる。

また、肺機能についても平成〇年〇月〇日に実施された肺機能検査において、肺泡気動脈血酸素分圧較差は10.7TORRであり、80歳における著しい肺機能障害の限界値とされる40.6TORRよりはるかに低い値を示しており、著しい肺機能障害は認められない。また、日本呼吸器学会による日本人の「性別・年齢別肺機能検査平均値と標準偏差値（±SD）」（T1）によれば、80歳男性のそれは15.64TORRであり、この指標で見ると、被災者の肺機能は正常であると認められる。

(3) 被災者の直接死因について、F医師及びG医師はいずれも誤嚥性肺炎としており、E病院の診療録においても、誤嚥に注意する、誤嚥の可能性が高い等の

記載が見られること、H医師の意見書においても「じん肺を基礎疾患として、肺炎、二次性肺真菌症を合併し、死亡したものである。加齢と誤嚥の要因は否定しないものの、じん肺の度合強いものとする。」として、誤嚥を否定していないことが認められる。また、被災者は死亡時に86歳と高齢であって、高齢に伴う免疫力の低下、難治性逆流性食道炎の既往、アルツハイマー型認知症のり患が認められ、これらの要因により誤嚥性肺炎を発症しやすい状態であったことを考慮すると、当審査会も、F医師及びG医師の意見を妥当なものとして認め、被災者の直接死因は、誤嚥性肺炎であり、この誤嚥性肺炎とじん肺との間に相当因果関係はないため、被災者の死亡は業務に起因するものではないと判断する。

(4) さらに、被災者は、じん肺合併症である肺結核にり患しているとして治療を受けていたところ、平成〇年に結核ではなく、非定型抗酸菌症であるとされ、非定型抗酸菌症に対する治療を続けてきたものであるが、この非定型抗酸菌症は、じん肺の合併症ではなく、業務に起因するものではない。

(5) また、E病院の診療録によれば、平成〇年〇月〇日において、被災者はアスペルギルス抗原陽性であり、侵襲性肺アスペルギルス感染症にり患していることが認められ、その状況は非常に厳しく治療困難な状況にあると記録されている。したがって、肺アスペルギルス症が被災者の誤嚥性肺炎の経過に一定程度の悪影響を及ぼしたことは推認されるものの、同感染症とじん肺との間には相当因果関係は認められないものと判断する。

(6) したがって、被災者の直接死因は、誤嚥性肺炎であって、医学的に見てじん肺との間には相当因果関係はなく、被災者のじん肺と非定型抗酸菌症及び肺アスペルギルス症のいずれの疾病との間にも相当因果関係は認められないから、被災者の死亡は業務に起因するものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。